

財政援助団体監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（財政援助団体監査結果報告書（平成26年1月27日分））

番号	件名	指摘事項	対象部	対象課	措置等の状況	発生原因	措置内容	組織としての再発防止策 又は改善策
51	1 臨時職員の就業時間について	(1) 実際は1日7時間45分で勤務しているが、規定では「1日8時間」となっており、実務にあわせて改正されていなかった。	教育部	スポーツ課（カヌー協会）	措置済・実施済	市の勤務体制が1日8時間から7時間45分に変更になった際に、カヌー協会も合わせて勤務体制の変更を行ったが、規程の改正を失念していた。	市の職務に関する規定等に準ずるよう、規程の改正を行った。（平成26年3月26日決定済）	市の例規改正等の動向を注視し、今後カヌー協会の例規の改正漏れが無いようにしていく
52		(2) 実際は1日7時間45分で勤務しているが、規定では「1日8時間」となっていた。また、規定では「臨時職員の賃金は日額で定める」となっているが、実際は時給で計算されており、実務にあわせて改正されていなかった。	教育部	教育行政課（文化協会）	措置済・実施済	市の勤務体制が1日8時間から1日7時間45分に変更になった際に、文化協会も合わせて勤務体制の変更を行ったが、規程の改正を失念していた。また、実務にあわせて、賃金の支払いを日額ではなく時給で計算していたが、規程の改正を失念していた。	市の一般職の非常勤職員の取り扱い基準に準ずるよう、規程の改正を行っている。	市の例規改正等の動向を注視し、今後文化協会の例規の改正漏れがないようにする。
53	2 旅費について	(1) 「みよし市文化協会職員旅費支給規程」に旅費として規定されていない高速料金、駐車場代が、旅費として処理されていた。	教育部	教育行政課（文化協会）	措置済・実施済	事務処理上での確認不足により、錯誤が発生してしまった。	使用料及び賃借料へ科目変更し、処理した。	確認のうえ、事務を遂行する。
54	3 財産管理について	(1) 財務規定に定める現金出納簿（現金の取り扱いあり）が整備されていなかった。	教育部	スポーツ課（カヌー協会）	措置済・実施済	カヌー協会の会費を現金で預かるが、すぐ銀行へ入金を行うため現金出納簿へ記載する現金という意識が低かった。	現金出納簿の様式を作成、設置を行った。	金庫内に現金出納簿を常備し、現金の入出金があった際に直ちに記載を行えるようにした。
55		(2) 「みよし市文化協会財務規定」に規定されている現金出納簿（現金の取り扱いあり）、消耗品受払簿が整備されていなかった。	教育部	教育行政課（文化協会）	措置済・実施済	文化協会の会費等を現金で受領するが、即日銀行へ入金しているため、現金出納簿へ記載する現金という意識が薄かった。	現金出納簿及び備品台帳（取得価格3万円以上）を整備した。	現金出納簿及び備品台帳を整備し、入出があった際には直ちに記載することを徹底する。